

中間前金払制度導入のお知らせ

本市では、工事請負契約において、平成22年4月から中間前金払制度を導入しました。

1 中間前金払とは

当初の前払金（請負代金の4割以内）に加え、さらに2割以内の工事代金を追加して支払うものです。ただし、前払金と合わせて請負金額の6割を超えることはできません。

2 対象工事

請負代金の額が500万円以上の工事請負契約で、すでに前払金の支払いを受けているものが対象となります。

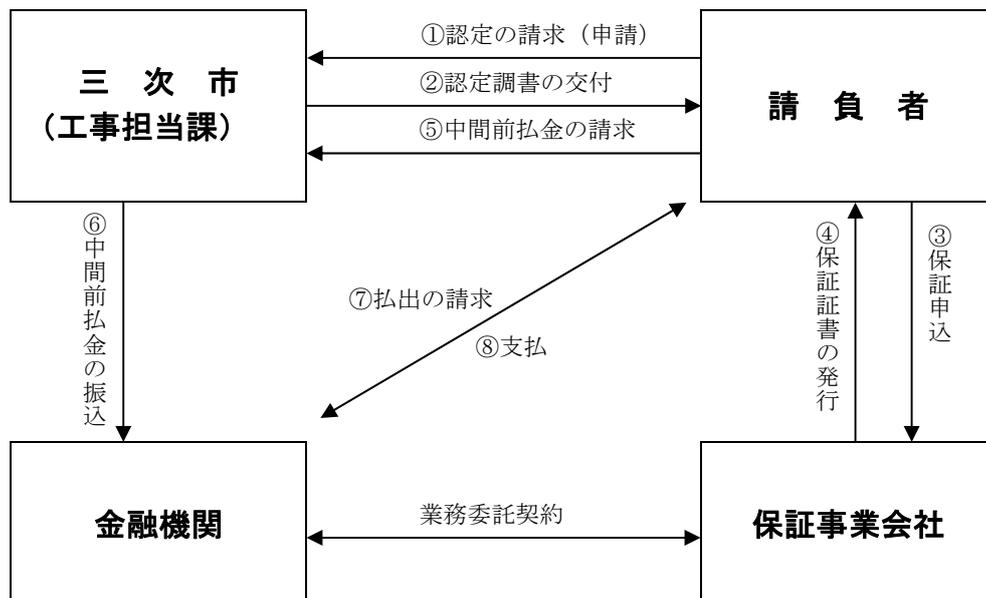
3 支払要件

次の要件をすべて満たしていなければなりません。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ すでに行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

4 中間前払金の請求手続

中間前払金の請求手続は、次のとおりです。



①認定の請求

請負者は、認定請求書（様式 1）に工事履行報告書（様式 2）を添付して、当該工事担当課へ提出し、中間前払金に係る認定の請求をします。

②認定調書の交付

工事担当課は、支払条件を満たしている場合には、請負者に中間前払金認定調書（様式 3）を交付します。

③保証申込

請負者は、中間前払金認定調書を添えて保証事業会社に中間前払金保証を申込みします。

④保証証書の発行

保証事業会社は、請負者に中間前払金保証証書を発行します。

⑤中間前払金の請求

請負者は、中間前払金支払請求書（様式 4）に保証証書を添えて、工事担当課へ中間前払金の請求をします。

⑥中間前払金の振込

中間前払金の請求を受けた日から 14 日以内に請負者の預託金融機関（前払金専用口座）に振り込みます。

⑦払出しの請求

中間前払金専用の「前払金払出依頼書」により、預託金融機関へ払出しの請求をします。

5 部分払いと中間前払金の選択

~~契約締結時に「部分払い」と「中間前払金」のいずれかを請負者が選択します。選択は請負者が行います。（選択申出書の提出は不要）~~

~~中間前払金を選択した場合は、部分払いを行うことはできません。でも部分払いを請求することができます。ただし、同一年度において再度中間前払金を請求することはできません。~~

~~債務負担行為に係る工事の場合は、翌会計年度以降の出来高予定額に対する中間前払金は請求できます。~~

6 債務負担行為に係る契約の取扱い

債務負担行為に係る契約については、各会計年度の出来高予定額を対象として中間前払金を請求することができます。